

# 4 複数の決済手段の利用と 支払停止の抗弁の帰趨（消極）

高松志直

片岡総合法律事務所 弁護士

東京高判平29・1・17 平成28（レ）624号 債務不存在確認請求控訴事件 2017WLJPCA01178022、LEX/DB25538757、d1-law29038493

## ●——事案の概要

Xは、Yとの間でクレジットカード契約を締結し、これに基づくカード（以下「本件カード」という。）の貸与を受けた。Xは、平成27年8月27日頃、Bから商品を代金5万円で購入した（以下かかる売買契約を「本件売買契約」という。）。本件売買契約に先立ち、Xは、Cとの間で、Cの提供する決済サービス（以下「C決済サービス」という。）の利用契約を締結している。X及びBは、本件の売買代金の決済にC決済サービスを利用することとし、当該利用に伴い、Cは、Bに対し、当該売買代金5万円の立替払を行い、Xに対する5万円の立替金請求権（以下「本件立替金請求権」という。）を取得した。Xは、Yの加盟店であるCの本件立替金請求権の決済に本件カードを利用し、Yは、加盟店契約に従って売買代金相当額を支払った上で、平成27年8月28日、Cから本件立替金請求権を譲り受けた（Xの支払方法は1回払いで、支払期日は平成27年9月28日である。）。

以上の状況において、Xは、Bに対し、平成27年11月24日到達の書面で、不実告知による取消し、錯誤による無効及び債務不履行

による解除等を理由として、本件売買契約について、代金5万円の返金及び本件売買契約の解除等を通知した。その上で、Xは、Bに対する売買代金債務そのものを決済するために本件カードを利用したのではなく、Cに対する立替金債務を決済するために本件カードを利用したこと等を理由として（Bとの間で発生した抗弁をYに対して対抗できることを主張するものと考えられる。）、Yに対する本件立替金請求権（本件カード利用に係る請求権）に係る債務が存在しないことの確認を求めた。

## ●——判旨

控訴棄却

本判決は、次のように判示して、Xの控訴を棄却した。

まず、本件売買契約における代金支払請求権に係る抗弁を本件立替金請求権との関係で対抗できるかについて、以下のとおり判示して消極に解した。

「本件各抗弁は、本件売買契約の取消し、無効、解除ないし売主の債務不履行を理由に本件売買代金の支払を拒むことができることをい

うものであって、本件売買代金の支払請求権に付着する抗弁であるのに対し、控訴人の債務不存在確認請求に係る債権は、本件立替金請求権である。本件売買代金の支払請求権と本件立替金請求権とは、当事者や成立原因を異にする別個の債権であって、本件立替金請求権は本件売買代金の支払請求権が有効に存在することを法律上の成立原因としているわけでもない。そうすると、本件各抗弁は、本件立替金請求権の債権者に当然に対抗することができるものではない。」

次に、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁の主張についても、以下のとおり判示して消極に解した。

「1回払いの方法による包括信用購入あっせんないし個別信用購入あっせんについて定義する割賦販売法2条3項1号、4項によれば、利用者が商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受ける契約を締結した時から2か月を超えない範囲においてあらかじめ定められた時期までに利用者から代金を受領する場合には、包括信用購入あっせんないし個別信用購入あっせんに該当しない。そして、前提事実…によれば、控訴人とBとの間の本件売買契約は平成27年8月27日に成立し、控訴人とCとの間のユーザー契約に基づく立替払の委託はその後に成立しているのに対し、本件カード利用代金の弁済期は同年9月28日と定められたというのであるから、本件カード利用は、上記の場合に該当する。この点について、控訴人は、被控訴人が控訴人に対する請求を一時中断し、請求を再開した時点では既に2か月の範囲を超えていた旨主張するが、この主張は、カード利用代金の弁済期が上記範囲を超えて変更されたことをいうものではなく、上記判断を左右し

ない。」

なお、Xからは、民法468条1項に係る抗弁対抗の主張も行われているが、この点についても、上記のとおり、XがYに対して抗弁を当然に対抗することができるものではないことを理由に、前提を欠くものとして排斥されている。

## ●——研究

### 1 はじめに一問題の所在と問題を取り巻く状況

いわゆる支払停止の抗弁については、後述のとおり、割賦販売法において民事効を定める規律が定められている。かかる規律により、割賦販売法が適用されるクレジット決済については、支払停止の抗弁が主張できることが明確である。他方、割賦販売法が適用されない各種のキャッシュレス決済に関する抗弁を巡る考え方については、個別事案ごとになお検討を要する。特に、昨今のキャッシュレス決済を巡る動向として、複数の決済サービスが相互に関連する形式で利用者に対して提供されることも増えてきており、かかる動向も踏まえた上で抗弁に関する考え方を検討する必要性は高まっているものと思われる。そこで、本稿においては、上記の裁判例（以下「本件裁判例」という。）を分析した上で、抗弁に関連する議論状況等の外観を紹介する。

### 2 本件裁判例の分析

(1) 複数の決済手段が併せて提供された場合における抗弁に関する考え方

本件裁判例は、複数の決済手段が併せて利用された場合における支払停止の抗弁の主張に関し、「本件各抗弁は、本件売買契約の取

消し、無効、解除ないし売主の債務不履行を理由に本件売買代金の支払を拒むことができることをいうものであって、本件売買代金の支払請求権に付着する抗弁であるのに対し、控訴人の債務不存在確認請求に係る債権は、本件立替金請求権である」ことを述べた上で、「本件売買代金の支払請求権と本件立替金請求権とは、当事者や成立原因を異にする別個の債権であって、本件立替金請求権は本件売買代金の支払請求権が有効に存在することを法律上の成立原因としているわけではない」ことを理由として、原告による支払停止の抗弁の主張を排斥した。

かかる考え方は、複数の決済手段が併せて利用された場合に関し、決済手段の対象となる売買契約等と決済手段に係る契約がそれぞれ別個に成立することを前提として、当事者や成立原因が異なる別個の債権に対する抗弁について支払停止の抗弁を主張できないことを明確に述べるものであり、法形式に則した原則論を具体的に明示するものとして正しい示唆を含むものと評価できる。

他方、かかる考え方を形式的に推し進める場合、本来であれば支払停止の抗弁の主張が可能な事案において、クレジット決済以外の決済手段等を原因契約（売買契約等）とクレジット決済の間に介在させることにより、一律に支払停止の抗弁の主張ができない帰結にもなり得る。かかる帰結が妥当かどうかについては、個別事案ごとの事情も踏まえ、キャッシュレス決済における利用者保護の要請及び複数のキャッシュレス決済相互の関係等を考慮した上で更なる実質的な検討を要するものと思われる。

なお、「本件立替金請求権は本件売買代金

の支払請求権が有効に存在することを法律上の成立原因としているわけではない」とする判示については、クレジット決済による利用者に対する債権の発生と原因契約との関係性を踏まえると、本来的にはより具体的な説明が必要であったようにも思われる。本件裁判例との関係では、原因契約に基づく債権の有効性がクレジット決済の有効性に直ちには影響を与えないという趣旨の限度で理解しておくことが適切であろう。

(2) 割賦販売法に基づく支払停止の抗弁の主張の可否

次に、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁の主張の可否については、「2か月を超えない範囲においてあらかじめ定められた時期までに利用者から代金を受領する場合には、包括信用購入あっせんないし個別信用購入あっせんに該当しない」ことを理由として、支払停止の抗弁の主張を排斥している。かかる判断自体は、現行の割賦販売法に即したものとして特段の疑義がないものと評価できる。

### 3 支払停止の抗弁に関する議論状況

本件裁判例の分析は上記のとおりであるが、2 (1) で述べた複数の決済手段が併せて提供された場合における抗弁に関する考え方に係る検討に際しては、支払停止の抗弁等に関する従前の議論も関連することから、以下では、支払停止の抗弁等に関する従前の議論を概観する。

#### (1) 民法における考え方

まず、民法における抗弁を巡る考え方としては、複数の別個の契約が成立する場合には、「一方の契約において発生した事由に基づく抗弁は、他方の契約において主張できない」ことを検討の出発点とすること自体に異

論はないものと思われる。

その上で、信義則等を理由として異なる契約における抗弁の主張を例外的に認めるかどうか別途論点となるところ、この点に関し、信義則等を理由として抗弁主張の可能性を認める裁判例も存在する（最三判平2・2・20判時1354号76頁等）。また、債権法の改正を巡る議論においても、抗弁に係る特別の規律を設けることの当否自体が論点とされてきたところである（法務省「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」154頁、民法（債権法）改正検討委員会「詳解・債権法改正の基本方針Ⅳ」〔2010〕400頁以下等）。

もっとも、以上の裁判例や学説上の議論状況等に関しては、主として個別信用購入あっせんとしての性格を有する取引についての議論が多く、異なる契約が存在する場合における抗弁主張の可否については、一律にその帰趨が決定される状況とまではいえない。そのため、キャッシュレス決済を巡る抗弁主張の可否についても、契約内容、関係当事者の役割及び利用者保護の要請等を踏まえ、信義則等の法律構成を媒介として、個別に検討することを要する状況にあるものと思われる。本件裁判例で示された考え方は、かかる議論状況を踏まえ、一つの考え方を示唆したものと評価すべきであろう。

なお、信義則等を理由とする抗弁の主張に関しては、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁と異なり、信義則等を基礎付ける評価根拠事実の主張立証を要することについて訴訟実務上の出発点として認識が共有されることが重要である。また、既払金返還については、割賦販売法の支払停止の抗弁の規定が阻止の抗弁にとどめられていることを考慮すれば、

信義則等の主張による場合であっても、基本的には謙抑的な検討が行われることが適切であろう。

#### (2) 割賦販売法における支払停止の抗弁

民法における解釈論とは別に、割賦販売法においては、支払停止の抗弁の規定が設けられている（包括信用購入あっせんにつき割賦販売法30条の4第1項、個別信用購入あっせんにつき割賦販売法35条の3の19第1項）。これらの規定については、判例及び学説の議論状況等を踏まえ、割賦販売法が適用される領域について立法的な解決を図ったものと説明されている（経済産業省「平成20年版割賦販売法の解説」〔2009〕141頁以下等）。

かかる規定により、割賦販売法が適用されるクレジット決済に関しては、割賦販売法の要件を充足する限りにおいて、支払停止の抗弁が一律に主張できる。他方、マンスリークリアの債権については、割賦販売法が適用されないことから、かかる債権については、理論上は上記（1）と同様の検討が必要となる。なお、割賦販売法の規定は、「当該支払の請求をする包括信用購入あっせん業者に対抗することができる」との文言を用いており（個別信用購入あっせんも同様の文言を用いている。）、その抗弁の性質は阻止の抗弁に位置付けられるものと考えられる。

関連して他のキャッシュレス決済についても、抗弁に関する特別法の規律を設けることの当否が論点として挙げられることがあるが、直近の資金決済法等の改正に係る論点をまとめる金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（案）」においては、支払停止の抗弁に類する制度の創設は論点として掲げられていない。

#### 4 複数の決済手段が併せて提供された場合における支払停止の抗弁の主張

本件裁判例は、割賦販売法が適用されない事案に関するものであったが、仮に、Xがカード会社Yに対して割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を主張できる場合にどのような帰結となるかが関連論点となる。具体的には、加盟店Bとの間に別の決済事業者Cが介在するときに支払停止の抗弁の適用が否定されるかが論点となる。なお、Cがいわゆる包括代理の形式でカード会社Yと合意している場合、加盟店はCではなくBとなることから、かかる場合には、形式的にもXは支払停止の抗弁をYに対して主張できる帰結になるものと思われる。

この点に関し、まず、割賦販売法の条文の文言（「当該商品若しくは当該指定権利の販売につきそれを販売した包括信用購入あっせん関係販売業者又は当該役務の提供につきそれを提供する包括信用購入あっせん関係役務提供事業者に対して生じている事由」）からすると、Yのクレジット決済の対象となるのは、形式的には、Yと加盟店契約を締結する関係にあるCが提供する決済サービスとなる。そして、Cが提供する決済サービスには形式的には独自の抗弁が発生しない。以上からすれば、法形式上の整理を重視すれば、加盟店Bに対する抗弁はYに支払停止の抗弁として主張できない可能性もあるものと考えられる。

もっとも、かかる帰結となる場合、割賦販売法の支払停止の抗弁の規定にかかわらず、マンスリークリアのキャッシュレス決済等の別個の決済手段を介在させることで一律に支払停止の抗弁の規定の適用が否定されること

にもなりかねない。かかる帰結については、キャッシュレス決済の進展に伴い、複数の決済手段等が相互に関係しながら利用者に提供されるケースが増えている現状も考慮すると、紛争解決の方向性としては、やや形式的にすぎる側面があることも否定できないものと思われる。特に、割賦販売法の支払停止の抗弁を意図的に潜脱するようなケースにおいては、形式的な法律構成にかかわらず、支払停止の抗弁の適用が議論されることが適切であろう。

そこで、今後の議論の方向性としては、複数の決済手段が併せて提供された場合に関しても、割賦販売法の支払停止の抗弁が適用される事案においては、キャッシュレス決済に必要となる期間、原因契約と決済手段の親近性、決済手段同士の一体性（形式的に他の決済手段が介在するにとどまる場合は、一体性が強いものと評価されることになろう。）及び購入者の意思の有無などの要素を考慮して、潜脱等の評価を巡る個別検討が必要となるものと思われる（かかる個別検討は、行政運用としての加盟店管理等を巡る検討とも相互に関連するものと考えられる）。

#### 5 おわりに

キャッシュレス決済の多様化が更に進むものと想定されることから、利用者保護と決済サービスの利便性の調和を図る観点から、抗弁を巡る法律関係をあらかじめ検討しておくことは実務上の重要な課題となる。本件裁判例を契機として、更なる議論の蓄積が行われることが期待される。

[参考判例・文献]

- ・民法（債権法）改正検討委員会「詳解・債権法改正の基本方針Ⅳ」（2010）
- ・経済産業省「平成20年版 割賦販売法の解説」（2009）